

## 第 150 回 高知県都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和 5 年 1 月 25 日（水）10 時 00 分～11 時 40 分
- 2 開催場所 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3 F 大ホール「桜」
- 3 出席委員 井奥和男、磯部雅彦、稲田知江子、大倉美知子、大野哲、康峪梅、坂本淳、樋口毅彦、政岡慶子、横山桂子、田所裕介、田中徹、和田勝美、大谷正彦（代理）、山本聡（代理）、小澤雄太（代理）、近藤雅広（代理）（計 17 名）
- 4 欠席委員 小坂雄一郎、西山彰一、岡崎誠也（計 3 名）
- 5 出席幹事 西岡洋平（（代理）政策企画課）、橋本卓夫（農業政策課）、梅森実（土木政策課）（計 3 名）
- 6 欠席幹事 近藤由佳（地域福祉政策課）、太郎田弘志（商工政策課）（計 2 名）
- 7 事務局等（高知県）土木部都市計画課  
【議案 1】  
（高知市）建築指導課、廃棄物対策課  
【議案 2】  
（高知県）土木部建築指導課、林業振興・環境部環境対策課  
（須崎市）建設課、環境保全課
- 8 審議事項 【第 1 号議案（付議事項）】  
高知広域都市計画区域における建築基準法第 51 条ただし書による産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について  
【第 2 号議案（付議事項）】  
須崎都市計画区域における建築基準法第 51 条ただし書による産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について

---

### ■事務局

それでは定刻になりましたので、ただいまから、第 150 回高知県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の審議会の進行を務めさせていただきます、高知県都市計画課課長補佐の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。審議会委員 20 名のうち、代理委員を含め、17 名のご出席をいただいております。

審議会条例第 5 条の会議の成立要件、2 分の 1 以上の委員のご出席をいただいておりますので、本日の審議会が成立していることを、まずご報告いたします。また、本日の審議会は、審議会運営要綱第 9 条の規定により公開としており、傍聴席を設けております。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

配布資料は、お配りしている資料の表紙に記載しております、「資料-1 次第」、「資料-2 出席者名簿」、「資料-3 配席図」、「資料-4 高知県都市計画審議会条例及び運営要綱」、「資

料-5 議案書1及び2」、「資料-6 議案説明資料1及び2」になります。以上よろしいでしょうか。お手元の資料に不足等ございましたら、事務局にお知らせください。

続きまして、当審議会は、今年の8月1日に委員の改選を行っております。本日の審議会は、改選後初めての開催となりますので、委員の皆様のご紹介と、会長の選出をさせていただきます。それでは、まず委員の皆様を、配席に従いまして、ご紹介させていただきます。

■事務局

始めに「学識経験のある者」といたしまして、高知県社会福祉協議会会長の井奥委員様。

■井奥委員

井奥でございます。よろしくお願いいたします。

■事務局

高知工科大学学長の磯部委員様。

■磯部委員

磯部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

弁護士の稲田委員様。

■稲田委員

稲田と申します。よろしくお願いいたします。

■事務局

公募委員の大倉委員様。

■大倉委員

大倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

高知県農業会議会長の大野委員様。

■大野委員

大野でございます。よろしくお願いいたします。

■事務局

高知大学教授の康委員様。

■康委員

康でございます。よろしくお願いいたします。

■事務局

小坂委員に関しましては、所要のため欠席となっております。  
続きまして、高知大学講師の坂本委員様。

■坂本委員

坂本でございます。よろしくお願いいたします。

■事務局

とさでん交通株式会社代表取締役の樋口委員様。

■樋口委員

樋口です。よろしくお願いいたします。

■事務局

建築士の政岡委員様。

■政岡委員

政岡でございます。よろしくお願いいたします。

■事務局

公募委員の横山委員様。

■横山委員

横山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

■事務局

なお、高知商工会議所会頭の西山様にも、委員にご就任いただいております。  
配席にあります、小坂委員につきましても、本日は所用により、欠席ということで、  
資料ー2、3につきましても、欠席で訂正をお願いいたします。  
続きまして、「市町村長を代表する者」といたしまして、高知市長岡崎委員様。  
岡崎委員も、本日は所用により、欠席となっております。  
次に「県議会の議員」といたしまして、田所委員様。

■田所委員

田所と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

■事務局

同じく田中委員様。

■田中委員

田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

■事務局

次に、「市町村の議会の議長を代表する者」といたしまして、高知縣市議会議長会会長の和田委員様。

■和田委員

和田でございます。よろしくお願ひいたします。

■事務局

最後に、「関係行政機関の職員」といたしまして、国土交通省四国地方整備局長の荒瀬委員様。本日は、代理で高知河川国道事務所副所長の太谷様。

■太谷代理委員

代理で出席しております、副所長の太谷です。よろしくお願ひいたします。

■事務局

高知県警察本部長の江口委員様。本日は、代理で交通部交通規制課長の山本様。

■山本代理委員

代理出席でございます。よろしくお願ひいたします。

■事務局

農林水産省中国四国農政局長の山本委員様。本日は、代理で農村振興部農村計画課長の小澤様。

■小澤代理委員

小澤でございます。よろしくお願ひいたします。

■事務局

国土交通省四国運輸局長の吉元委員様。本日は、代理で高知運輸支局支局長の近藤様。 ■

## 近藤代理委員

代理出席の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

### ■事務局

以上で委員の皆様のご紹介を終わります。

それでは、次に会長の選出に移ります。

当審議会は、都市を形成する根幹的な施設など、県が都市計画を定める時に、都市計画法に基づき都市計画案を調査・審議し、知事に答申するための重要な機関です。委員の皆様におかれましては、専門的な知識を活かしていただきながら、公平かつ透明性のある審議をお願いしたいと思います。会長の選出につきましては、審議会条例第4条第1項の規定により、「学識経験のある者」の委員の中から、委員の選挙によって定めることになっています。会長に立候補される方、推薦される方、いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

### ■樋口委員

推薦させていただきます。

### ■事務局

樋口委員、お願いいたします。

### ■樋口委員

磯部委員を推薦させていただきたいと思います。これまで会長を務めていただき、引き続きお願いできればと思います。

### ■事務局

ただいま、磯部委員の推薦がありましたが、他に立候補される方、推薦される方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、当審議会の会長として、磯部委員にご同意いただける方は、挙手をお願いいたします。

(委員の挙手を確認)

賛成多数により磯部委員が会長に選出されました。

それでは、これからの議事進行につきましては、審議会運営要綱第5条の規定により、会長が議長となって、会議を主宰することになっていますので、磯部会長をお願いいたします。磯部会長、会長席へお願いいたします。

### ■磯部会長

それでは、一言、ご挨拶申し上げたいと思います。ただいま、皆様のご推挙によりまし

て、高知県都市計画審議会の会長に就任しました磯部でございます。改めてどうぞよろしくお願ひいたします。都市計画は、健康で文化的な都市生活、そして、効率的な都市活動を支えるために、適正な制限の下に合理的な土地利用を図られる。そのように、基本理念を考えていて、それを実現すべく、審議を行っていくということになるかと思ひます。それぞれの土地というものは、非常に長い歴史をもっていて、私たちは都市計画を考える時に、この歴史の上に考えていくということになりますので、それなりの配慮も必要であるし、また、制約が出てくるというようなこともあると思ひます。しかしながら、やはり、歴史を背負っているといいつつも、理想的な姿ということは、常に頭の中に置き、一歩でも理想的な姿に都市計画を近づけていくということが大事なことでありと考へております。当審議会は、都市計画を総合的、広域的な観点から審議を行い、知事に答申するのが役割であるということでございまして、審議の運営に当たりましては、適正・公正な運営を目指して参りたいと思ひますので、皆さま方のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、会長職務代理者について、審議会条例第4条第3項の規定により、会長が指名することになっておりますので、指名させていただきます。会長職務代理者につきましては、坂本委員にお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

#### ■委員一同

異議なしの声

#### ■磯部会長

ありがとうございます。それでは、坂本委員に会長職務代理者をお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

次に、審議会運営要綱第10条第3項に、会長が会議録の署名委員を2名指名することになっておりますので、指名させていただきます。今回につきましては、康委員とそれから政岡委員にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に移ります。今回は、お手元の次第にありますように、付議事項が2件ということになります。まずは、第1号議案「高知広域都市計画区域における建築基準法第51条ただし書による産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について」お諮りします。事務局は議案の説明をお願ひいたします。

#### ■事務局

土木部都市計画課計画担当チーフの高橋です。よろしくお願ひいたします。

まず、お手元の資料の議案書をご覧ください。表紙をめくっていただきまして、インデックスで「議案書-1」と書いておりますページをご覧ください。

それでは、第1号議案を朗読させていただきます。4高都計第371号、令和5年1月13日。高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。高知広域都市計画区域における建築基準法第51条ただし書による産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について。このことについて、

建築基準法第 51 条ただし書の規定により、特定行政庁が許可する場合、都市計画審議会において、敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり審議会に付議します。こちらの議案は、特定行政庁である高知市長からの付議事項ですので、まず、詳しい説明を高知市から行ったあと、最後に高知県の見解を説明させていただきます。

#### ■事務局

高知市建築指導課建築指導係の高橋と申します。本日は、よろしくお願いたします。私からは、第 1 号議案に関する施設及び関係する法令等について説明させていただきます。資料は、「第 1 号議案説明資料」をご覧ください。それでは、次のページをご覧ください。

右下に 2 とページ数を振っております。説明項目としまして、「産業廃棄物、産業廃棄物処理施設とは」、「施設の概要」、「手続の流れ」、「建築基準法第 51 条について」、「産業廃棄物処理施設について」の順で説明いたしまして、最後に高知県様から、高知県の見解を説明させていただきます。

それでは、次、3 ページをご覧ください。「産業廃棄物、産業廃棄物処理施設とは」ですが、まずそれぞれの言葉の定義をご説明させていただきます。事業活動に伴って発生した廃棄物である事業所ごみには、産業廃棄物と一般廃棄物があります。そのうち産業廃棄物は、廃プラスチック類、金属くず、燃えがら、汚泥、その他のゴム・金属・ガラスくず、がれき類など廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定められた 20 品目をいいます。なお、この法律を以降、廃掃法といいます。廃掃法は、廃棄物の排出を抑えつつ、発生した廃棄物はリサイクルする等の適正な処理をすることで、生活環境が安全に守られることを目的としています。事業所から発生する事業所ごみは、排出する事業者自身に処理責任があり、自らが処理することができない場合は、廃掃法により許可を受けた処理業者に委託する必要があります。産業廃棄物処理施設といえますのは、廃掃法で定められた一定規模の処理能力を備えている施設のことです。今回、廃プラスチック類については、その破碎施設であって、1 日当たりの処理能力が 5 トンを超えるものをいいます。後ほどご説明しますが廃棄するタイヤがこの廃プラスチック類に該当いたします。

次の 4 ページをご覧ください。次に、今回ご審議いただく施設の概要を説明いたします。申請地は、高知市仁井田字新港 4706 番地 13、14 で、高知広域都市計画区域内にあります。この敷地の位置は準工業地域になります。施設の種類としまして、今回、産業廃棄物処理施設で申請されております。事業者は有限会社リビルト竹内です。現在の敷地面積は、全体で 5,880.39 平方メートルになります。現在、この施設では、廃タイヤの切断を行っています。今回、一定規模の処理能力を超える廃タイヤ破碎施設機器を追加することで、産業廃棄物処理施設に該当し、用途の変更が生じることから、その設置前に、本審議会において、都市計画上、処理施設の敷地の位置について支障がないかをご審議いただきたいと思います。詳細につきましては後ほどご説明します。

それでは 5 ページをご覧ください。次に、法的な手続を含めた全体の流れをこのフローでご説明いたします。廃棄物処理施設を設置するに当たり事業者が行う手続としましては、ま

ず、左の縦の列になりますが、主に廃掃法に基づくものと、真ん中の縦の列になりますが、建築基準法に基づくものがあります。廃掃法第15条に基づく施設の設置許可申請を行う前に、事業者は、事前に法定提出書類である環境影響評価書、いわゆる環境アセスメントを実施しています。これにより、施設の設置に係る生活環境の保全上の見地において大気質、騒音、振動等の項目で、環境基準を全て満たしていると判断されています。その後、事業者は廃掃法を所管する高知市の廃棄物対策課へ、令和4年7月15日に許可申請を行い、審査を経て、令和4年10月11日付で設置許可証が発行されています。一方、建築基準法第51条ただし書に基づく許可を得るため、事業者は、高知市建築指導課へ、令和4年10月13日に許可申請を行い、これを受け、令和4年12月16日付で高知市長は高知県知事あてに都市計画審議会へ付議依頼を提出しております。そして、本審議会でご審議いただき、処理施設の敷地の位置について支障がないとの答申をいただきますと、建築基準法第51条ただし書に基づき許可がなされることとなります。その後、廃タイヤの破碎機器の設置工事に取りかかることとなります。

6ページをご覧ください。ここでは、建築基準法第51条についてご説明します。こちらのページの四角で囲っているところの上から4行をまず、読ませていただきますが、条文には、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。と定められています。これは、これらの施設や構成する建築物などが、都市機能上、欠くことができない重要な施設である反面、周辺住民の生活環境に影響を及ぼす可能性がある施設であることから、新設や増築に際して施設の必要性や敷地の位置について判断するとして、都市計画決定の手続を踏むという趣旨があります。今回は、その他政令で定める処理施設に今回該当しますが、これは、建築基準法の施行令第130条の2の2に掲げるもので、四角の枠の下の※1に書いていますが、廃掃法の施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物処理施設のうち、第7号の廃プラスチック類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるものに該当するため、建築基準法第51条の適用を受ける産業廃棄物処理施設に該当します。当該施設は、枠の下の3行目の※2のところですが、都市計画において敷地の位置が決定されていない民間の産業廃棄物処理施設となります。そのため当該施設は、施設の新築・増築はできないこととなりますが、建築基準法第51条のただし書として、四角の下の方になりますが、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合、この限りでない定められています。なお、特定行政庁とはですが、建築基準法に定義された建築主事を置く人口25万人以上の市のことで高知市は特定行政庁となります。また、高知県都市計画審議会の議を経るのは、産業廃棄物処理施設の都市計画については、都市計画法において、都道府県が決定することになっているため、今回、本審議会において、その敷地の位置が都市計画上支障がないかご判断いただくものです。



次、7ページをご覧ください。今回は、建物自体は既に建設されておりますので、新築や増築に該当いたしません。廃タイヤ破砕機器を設置することに伴い、産業廃棄物処理施設の建築物の用途に変更が生じます。建築基準法第87条第2項で、赤字の箇所だけ読み上げさせていただきますが、建築物の用途を変更する場合には、第51条の規定を準用すると規定されていますので、建築基準法第51条の規定を適用することとなります。

次、8ページをご覧ください。ここで、施設や法の履歴についてについてご説明します。当該施設は平成11年から運営をしており、現在廃タイヤを切断する施設として稼働しています。平成16年7月1日の建築基準法の改正により、廃プラスチック類の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が5トンを超えるものが建築基準法第51条の許可の対象となっております。これまでは廃プラスチック類を切断する施設であり、破砕施設に当たらなかったため、建築基準法第51条の許可対象ではありませんでしたが、今回の1日当たり12トンの処理能力のある廃タイヤの破砕機器を新たに設置することで、許可が必要となりました。

続いて、9ページをご覧ください。申請箇所の周辺の航空写真です。当該施設は県道春野赤岡線から、南に約200メートルのところにあります。申請地は高知新港エリア内にあり、当該施設は工場や倉庫、事務所に囲まれています。その他に、北側にはハウス、畑がありますが、隣接した場所に住宅地は存在しません。また、申請地の用途地域は準工業地域となっております。また、臨港地区及び特別用途地区の指定がされています。このような状況から、今後も住居系の土地利用が拡大する可能性は少ないと考えられます。

次、10ページをご覧ください。これは、施設までの道路状況です。右上の①は、高知新港の入口の写真で、そこから②、③の角地をそれぞれ曲がって、④施設の入口に着きます。このように、施設に向かう道は、幅員が広い臨港道路となっており、通行する車は大型車両が通る工場地帯となっております。

次、11ページをご覧ください。これは、処理施設の周辺の東西南北各方向を写した写真です。西側に配送センターの建物が隣接しておりますが、その他の方面は隣接した建物がない状況となっております。高知市の産業廃棄物処理指導要綱では、施設の敷地境界から300メートル以内の地域住民の世帯主に同意が必要となっております。しかし、その範囲には住家がないため不要となります。

次、12ページをご覧ください。敷地内の状況をご説明いたします。これは、処理施設の全景を上空から見たものです。下の方の2つの写真で、赤く着色した箇所に、新たに破砕機器が設置される予定で、aとbの二方向から写しております。

それでは、13ページをご覧ください。これは、破砕機器の全体配置図です。平面的に見た場合、おおよそ17メートル×5メートル程度です。高さはおおよそ5メートルです。

次、14ページをご覧ください。左が既存施設のタイヤ切断処理と、右が今回新たに導入する施設のタイヤ破砕処理の写真です。現在の施設ではタイヤを幅約2センチメートル×15センチメートルにカットし燃料として販売しております。しかしながら現状のサイズでは燃えカスが残る埋立て処分となり、コスト面は元より、環境面を大事にする企業も増えてきている中で、需要が減ってきているとのこと。今回新規導入する施設は、タイヤの幅を約5

センチメートルにカットでき、既存施設よりカット幅を1/10以下にすることができます。このことにより燃料としての燃焼効率が向上することから、燃えカスも少なく、環境負荷を軽減でき、需要の拡大が期待できるとのことです。

15 ページをご覧ください。最後に、廃掃法の許可申請前に行われた、周辺的生活環境に関する影響を評価した、いわゆる環境アセスメントの内容についてご説明します。これは、第三者機関、株式会社東洋電化テクノリサーチが行ったもので、評価の主だった項目として、大気質、騒音、振動等全ての項目において基準値を下回る結果で、機器を設置することによる周辺環境への影響はなしであると評価されています。なお、使用前に検査を行ったうえ、基準に適合した後に、使用が開始されます。更に、維持管理についても施設を廃止するまで、技術上の基準・維持管理計画に適合させることが求められます。施設及び関係する法令についての説明は以上でございます。

#### ■事務局

それでは、最後に、高知県の見解をご説明します。資料の方、16 ページをご覧ください。まず、1つ目の項目、土地利用についてです。今回の申請地は、市街化区域です。用途地域としては準工業地域に指定されています。2点目として用途地域における建築物の立地制限を強化することのできる特別用途地区の指定がされています。これは、準工業地域で、本来立地可能な床面積が1万平方メートルを超えるような、例えば、映画館や店舗などの大規模集客施設について立地を制限する内容となっています。3点目として、港湾の円滑な管理運営のため、船舶が利用する水域と一体として利用し機能する陸域として臨港地区の指定がされています。この臨港地区では、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止するため、分区を指定したうえで建築可能な建築物を定めることがありますが、この申請地の高知港三里地区、いわゆる高知新港においては、分区を指定しておらず、産業廃棄物処理施設の立地が制限されることはありません。なお、今回の申請内容につきまして、県の港湾管理者に確認したところ、港湾管理上、支障はないとの見解をいただいています。4点目として、現在の周辺の土地利用として当該施設は工場や倉庫・事務所に囲まれ、更に少し離れたところには、畑などが存在しており、隣接した場所に住宅地は存在していません。これらから、現在の土地利用状況から、今後、大きく変化する見込みがないものと判断します。続いて、周辺環境への影響についてです。先ほど高知市からの説明にもありまして、今回の処理施設については、環境影響評価において、設置に伴い遵守すべき環境基準を下回る結果が出ています。このことから、周辺環境への影響に関しても支障はないものと判断します。また、関係機関との調整についてですが、廃掃法第15条の規定に基づき、事業者から提出された許可申請について、高知市廃棄物対策課において審査がされ、事業者へ産業廃棄物処理施設の許可証が既に交付されています。最後に、今回の申請に当たりまして、高知市長から、敷地の位置については、都市計画上支障はない旨の文書が提出されています。これらを踏まえまして、高知県の見解としましては、当該施設の敷地の位置については、都市計画上特に支障はないと判断し、今回、審議会に付議することとしました。以上で、第1号議案「高知広域都市計画区域における建築基準法第51条ただし書による産業廃棄物処理施設の敷地位置

の判断について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

■磯部会長

はい。どうもありがとうございました。それでは、ただいまの第1号議案について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。稲田委員。

■稲田委員

基本的なところで少し教えていただきたいのですが、この会社さん自体は、元々廃タイヤの切断を行う会社なんでしょうか。その会社さんがどういう会社なのかというところが分からなかったです。それと、現状切断を行っているということなのですが、それはどのくらいの量を処理されているのかということも教えてください。

■磯部会長

はい、お願いします。

■事務局

高知市の廃棄物対策課の石飛と申します。ただいまの質問に対して回答させていただきます。まず、この申請者のリビルド竹内という会社が何をしているのかということなのですが、委員のおっしゃるとおり、廃タイヤの切断をやっているところではあるのですが、自動車リサイクル法という別のリサイクル法令がございます。そちらの中で、リサイクル法の中での許可というのを取っていますので、そちらの事業を主としてやっていると把握しています。

それと、もう1点、現状の取扱量についてですが、廃棄物対策課の方に許可申請が出された中に書かれています事業計画において、今後の取扱いについては、最大で、月当たり350トン程度、令和3年度で年間2,282トン程度になっております。

■稲田委員

そうすると、一日当たりの処理能力で計算すると、現状超えていることになるのですか。

■事務局

一日当たりの処理能力としましては、この施設は12トンの処理能力がございます。単純に365日稼働すると考えた時には4,000トン弱の処理が可能な施設となっています。

■稲田委員

そうすると、現状が既に超えているということになるのですか。

■磯部会長

今の数値を確認すると、令和3年度で2,000トン余りだったということで、例えば365日で割るとすると、一日につき7トンくらい、200日稼働だとしても、1日10～11トン程度。今、申請している処理能力が1日12トンということなので、申請値が現状値より大きいという理解でよろしいでしょうか。

■事務局

はい、そうです。

■稲田委員

現状でも超えている。本来許可が必要ということではないのですか。

■事務局

現状では、切断施設というものを設置してしまして、今回の申請の破碎施設とは異なる施設になっています。現状の施設の処理能力については、切断として1日当たり24トンの処理能力を有する施設を設置しておりますので、現状、受入量に対して、処理能力が超えているという状況ではございません。

■稲田委員

切断と破碎は違うということですか。

■事務局

はい。おっしゃるとおりです。

■稲田委員

分かりました。

■磯部会長

なかなか色々行政用語というのか、難しいみたいで、切断と破碎が違うので申請する必要が出てきたということのようです。

はい、大倉委員お願いします。

■大倉委員

大倉でございます。2点、判断に当たり確認をさせていただきたいことがございます。

1点目は、説明資料の13ページを拝見いたしますと、通路の上の部分、そして、チップヤードの上の部分、そこが空いているような図になっていますので、この辺から粉じんという形で流出する不安がございます。今も黄砂や花粉が飛んできて民家や農地、人体に影響がありまして、この近くには民家はないのですけれども、農地がございまして、この影響も懸念

されるところではございます。

2点目は、屋外の通路の上部に、蓋を付けたら、屋根を付けたら、そういったご配慮を今後検討されているのかどうか、そちらの方を伺ってから判断をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

■磯部会長

事務局からお答えをお願いします。

■事務局

高知市の廃棄物対策課から回答をさせていただきます。まず、1点目、発生する粉じんについて、農地とか周辺部分への影響ということかと思えますけれども、現状、平成11年から施設の運用を開始して、現在まで農作物について、周辺の農家の方からも苦情や申出ということはないでなくて、今回の施設の稼働に伴う影響も大きく変化することはないというような想定がされているところから、説明というのはされてはないということですが、苦情、申出があった際には、事業者の責任として、真摯に対応するということではございます。2点目の施設の面につきましては、施設の隙間ということと、屋外に設置されているストックヤードの部分についてかと思えますけれども、新たに設置するストックヤードにおいては、現在切断している設備において、設置している屋根がないストックヤードと同様に、三方囲うという予定で保管を行う予定です。保管に伴う粉じんの飛散という問題は現状なく、また、長期間保管するものではないということから、紫外線等による劣化に伴う粉じんの発生による影響はないとの回答を得ており、今後、屋根の設置について検討するというところは、向こうからの説明は現状ございません。

■大倉委員

スライド13のところでは、チップヤードと書かれていました。そのことでよろしいでしょうか。屋外のところですか。

■事務局

はい、そうです。チップヤードのことです。

■大倉委員

やはり、粉じんに関しては、上部が非常に心配でございますので、今後も配慮をしていただくとか、維持管理面の管理というものをしっかりお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

■磯部会長

はい、よろしいでしょうか。

政岡委員をお願いします。

■政岡委員

先ほどのご説明の環境影響評価の中で、騒音等が基準値のギリギリの評価になっていると思います。稼働前には必ず全て下回っていることを確認してから、稼働するというようにお伺いしましたけれども、やはり機械というものは、古くなってくると性能が悪くなってくるような気がしますけれども、稼働後も何か、この環境影響評価のようなものを何年間に一度行って、基準値を上回った場合、それを低減する再整備をするような決まりなどはあるのでしょうか。

■事務局

廃棄物対策課から回答させていただきます。騒音について、稼働後の維持管理、適正な稼働状況の確認というところかと思えますけれども、現状、騒音について、おっしゃるように基準値 65 デシベル対して、予測値が 64 デシベルという状況になっています。この予測値につきましては、人家との位置関係等を考慮した敷地境界地点での予測値であって、かつ、建物の壁の影響でありますとか、音の低減に係る影響を踏まえていない数値になっておりますので、割と安全側での予測値ということで予測がされているところでもあります。また、民家まで 300 メートル以上離れているというところで、距離による減衰というのも十分考えられるところかと思えます。あと、施設が古くなって稼働状況というところもあると思えますけれども、施設が設置された後は、日常点検及び定期点検を実施して、異常の早期発見に努めるとともに、整備等が必要な場合は、メーカーに依頼し、点検を行うこととしています。また、こちらの施設は、廃棄物処理法上の維持管理が必要な施設となっておりますので、施設が廃止されるまで、事業者の方で維持管理計画に適合するように、事業者の方で徹底して管理がなされていくというところであって、特段後追い調査ということで、騒音の測定を行うということはありません。

■政岡委員

ということは、維持管理は市町村に報告する義務はあるのですか。

■事務局

報告する義務が特段あるわけではないですけれども、事業者の方で守らなければならない基準ということであって、例えば、行政として守られていないということであれば、当然指導の対象にはなりますし、改善をこちらから指導するということはあり得ると思えます。

■政岡委員

それは、地域の方から、少しうるさいですよというような苦情なりがあった場合は、高知市さんの方が指導に入ると、それは必ず再整備をして改善しないと稼働はストップしていただきますよという、そういう何か制度はないのでしょうか。

■事務局

維持管理計画というのに定められた、法的にこういう項目で維持管理の項目を定めなさいというところがありますので、そこに適合しない状況が確認された場合には、おっしゃられるように指導とか、極端な話で申しますと、施設の停止とかということが十分考えられることかとは思いますが。

■政岡委員

分かりました。

■磯部会長

他にいかがでしょうか。

はい、それでは、ご意見、ご質問、尽きたかと思えます。ただいまの第1号議案につきまして、ご質問、質疑等いたしましたけれども、その結果を踏まえて、原案のとおり答申することで意義ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

■委員一同

異議なしの声

■磯部会長

はい、ありがとうございました。

それでは、第1号議案につきましては、原案のとおり答申することといたします。

続きまして、第2号議案の審議を行います。事務局は準備をお願いします。

■事務局

それでは、第2号議案について説明をさせていただきます。お手元の議案書-2の1ページをお開きください。

第2号議案を朗読させていただきます。4高都計第371号、令和5年1月13日。高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。須崎都市計画区域における建築基準法第51条ただし書による産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について。このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁が許可する場合、都市計画審議会において、敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり審議会に付議します。

それでは、第2号議案についてご説明します。資料は、第2号議案説明資料をご覧ください。2号議案の説明は、「施設の概要」、「手続の流れ」、「建築基準法第51条について」、「産業廃棄物処理施設について」の順で説明をしまして、最後に、「高知県の見解」を説明させていただきます。なお、1号議案で説明をいたしました産業廃棄物、産業廃棄物処理施設に関する説明は、共通しますので、ここでは省かせていただきます。

3ページをご覧ください。次に、ご審議をいただく施設の概要を説明いたします。

申請地は、須崎市神田字大峰 3796 番で、須崎都市計画区域に位置しています。須崎都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きはしておらず、用途地域の指定もされていない、いわゆる白地非線引き都市計画区域となっています。施設の種類の、廃プラスチック類の破碎施設で、事業者は住友大阪セメント株式会社です。施設の設置場所は、住友大阪セメント株式会社高知工場で、現在の敷地面積は、全体で 68.2 ヘクタールとなっています。今回、廃プラスチック類の破碎施設を設置する建物内には、元々木くず破碎施設が設置されております。木くず破碎施設を撤去後、その位置に、廃プラスチック類破碎施設を新設するという計画になります。住友大阪セメント高知工場は、コンクリートの原材料であるセメントを製造している工場です。今回新たに設置を予定している施設は、セメント焼成炉の石炭燃料の代替として廃プラスチック類を利用することを目的に新設されるものです。今後は、セメントの焼成工程の熱エネルギー源の一部を石炭から廃プラスチック類へ置き換える予定とのことで、そのために今回の施設を導入するとのことです。この導入する廃プラスチック類の破碎施設が、廃掃法で定められた産業廃棄物処理施設に該当しています。今回、建物自体は既に建設されており、新築や増築に該当しませんが、木くず破碎施設を撤去後、その位置に廃プラスチック破碎施設を導入することに伴い、建築物の用途に変更が生じることから、建築基準法第 51 条のただし書による産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について、ご審議いただくこととなります。

4 ページをご覧ください。法的な手続を含めた全体の流れをフローでご説明します。先ほどの第 1 号議案でもご説明しましたとおり、産業廃棄物処理施設を設置するに当たり、廃掃法と建築基準法の 2 つの手続が必要になります。廃掃法第 15 条に基づく施設設置許可申請は、令和 4 年 12 月 14 日に県の環境対策課に提出されています。また、建築基準法第 51 条ただし書に基づく許可申請は、令和 4 年 12 月 15 日付で、須崎市を經由して県の建築指導課に提出されており、これを受け、令和 5 年 1 月 11 日に、建築指導課から都市計画課長に都市計画審議会への付議依頼が提出されました。本日の都市計画審議会でご審議いただき、処理施設の敷地の位置について支障がないとの答申がいただけますと、建築基準法第 51 条ただし書許可及び廃掃法第 15 条設置許可が出され、その後、事業者は施設の設置工事に取りかかることとなります。

5 ページをご覧ください。第 1 号議案でもご説明しました、建築基準法第 51 条についてです。第 1 号議案と第 2 号議案では、特定行政庁が異なります。須崎市の区域は高知県知事が特定行政庁になります。今回も 1 号議案と同様に、その他政令で定める処理施設に該当する建築基準法の施行令第 130 条の 2 の 2 にある、廃掃法の施行令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに掲げる産業廃棄物処理施設のうち、第 7 号の廃プラスチック類の破碎施設であって 1 日当たりの処理能力が 5 トンを超えるものに該当するため、建築基準法第 51 条の適用を受ける産業廃棄物処理施設に該当します。また、当該施設は都市計画において敷地の位置が決定されていない民間の産業廃棄物処理施設となります。このため、建築基準法第 51 条のただし書に基づき、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経るものです。

6 ページをご覧ください。今回は、建物自体は既にありますので、新築や増築に該当しませんが、廃プラスチック類の破碎施設を設置することに伴う建築物の用途の変更に該当しま



す。建築基準法第 87 条第 2 項で、建築物の用途を変更する場合においては、建築基準法第 51 条の規定を準用するとありますので、新築や増築ではありませんが、建築基準法第 51 条の規定が適用されることとなります。

7 ページをご覧ください。ここで、今回の施設等について経過をご説明します。

事業者は、平成 7 年に廃プラスチック類を含む各種の焼成の許可を受けています。平成 16 年 7 月 1 日には、建築基準法が改正され、廃プラスチック類の破碎施設であって、1 日当たりの処理能力が 5 トンを超えるものが建築基準法第 51 条の許可の対象となっています。今回新たに設置する廃プラスチック類破碎施設は、1 日当たりの処理能力が 240 トンであることから、建築基準法第 51 条の許可対象となる産業廃棄物処理施設に該当しています。住友大阪セメント株式会社からは、令和 4 年 12 月 14 日付で、廃掃法第 15 条設置許可申請書が提出されており、都市計画審議会の答申後、問題がなければ、県から処理施設設置が許可される予定となっています。

8 ページをご覧ください。これは、申請箇所周辺の航空写真です。許可申請地は、国道 56 号から、県道須崎仁ノ線を浦ノ内方面に向かって約 1 キロメートル進んだ、オレンジ色の線で囲った区間となります。須崎湾と押岡川に挟まれた、68.2 ヘクタールの広大な敷地で、敷地のほぼ真ん中の位置にある赤丸部分の建物内に、施設を設置したいとの申請です。申請地に一番近い集落は、押岡川を挟み、県道須崎仁ノ線沿いにある押岡地区です。施設設置位置から、押岡地区側の敷地境界までは、300 メートル以上離れています。高知県の産業廃棄物処理指導要綱では、施設の敷地境界から 300 メートル以内の地域住民の世帯主に同意が必要となっています。しかし、その範囲には住家がないため不要となります。

9 ページをご覧ください。これは国道 56 号から施設までの道路状況です。今回の廃プラスチック類の運搬は、国道 56 号から市道桐間神田線、県道須崎仁ノ線を通り、工場の正門から敷地内に進入します。国道 56 号から工場までは、片側 1 車線の 2 車線道路が整備されています。なお、廃プラスチック類の運搬車両は 1 日当たり 10 台、往復では 20 台を想定しています。これについては、後でご説明します環境影響評価で周辺への影響も評価しています。

10 ページをご覧ください。こちらは、破碎施設を設置する建屋の周辺の写真です。破碎施設の設置位置は、工場敷地の真ん中になります。

11 ページをご覧ください。これは、破碎施設を設置する建屋の状況の写真です。右側の写真が破碎施設を設置する場所です。設置場所は地下 1 階になります。元々は、木くず破碎施設を設置していましたが、今回の破碎施設の設置に伴い、現在、足場が組まれて、木くず破碎施設が解体されています。破碎施設の利用方法としては、廃プラスチックを建物内 1 階にダンプトラックで搬入してきて、地下 1 階に設置した破碎施設に投入するようなイメージになります。

12 ページをご覧ください。こちらが破碎施設の図面です。右側に処理の工程を載せています。処理の流れとしては、廃プラスチックを搬入後、1 次破碎し、風や磁石でプラスチックのみ選別して、2 次破碎を行い、それが焼却施設に送られます。左側の平面図の赤枠の部分が廃プラスチック破碎施設で、25 メートル×9 メートルの大きさです。緑色で示す部分が 1 次破碎、青色で示す部分が 2 次破碎の部分です。下の側面図では、2 次破碎後、破碎物は蓋

付きのベルトコンベヤで運ばれる計画となっています。

13 ページをご覧ください。破碎機のイメージ写真です。1次破碎機で150ミリメートルに破碎後、2次破碎機で20ミリメートルに破碎を行います。その後、敷地内の焼却施設に送られ、セメント製造時の石炭燃料の代替として利用されます。

14 ページをご覧ください。廃掃法の許可申請前に行われた、周辺的生活環境に関する影響を評価した、いわゆる環境アセスメントについてです。施設稼働に伴う影響や廃棄物運搬車両走行に伴う影響について、大気質、騒音、振動に関して、予測値を算出し、評価しています。予測値は、全ての項目において基準値を下回る結果となっており、施設を設置することによる環境への影響は少ないと評価されています。なお、破碎施設が設置された後の維持管理については、廃掃法施行規則に定められた産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準等に従い管理が行われます。また、破碎施設の設置については、事業者が自主的に地元、押岡地区の住民に対して説明や意見交換を行うなどしており、反対意見はなかったとのことです。

15 ページをご覧ください。最後に、高知県の見解をご説明します。まずは、土地利用についてです。今回の申請地は、市街化区域と市街化調整区域の区分がされていない、いわゆる非線引きで、用途地域の指定がない都市計画区域内であり、土地利用の用途の制約はない状態となっています。また、当該施設は、広大な工場敷地内に位置することから、現在の土地利用状況から、今後大きく変化する見込みはないものと考えています。周辺環境への影響についてですが、環境影響評価において、設置に伴い遵守すべき環境基準を全て下回る結果が出ています。続いて、廃プラスチック破碎施設の新設に係る関係機関等との調整状況です。事業者と県環境対策課との間では、産業廃棄物処理施設設置許可に係る事前協議がなされ、許可される見通しが立っています。また、事業者において地域住民への説明等も行われ、同意を得ています。最後に、須崎市長から、敷地の位置について、都市計画上支障はないとの意見書が提出されています。これらを踏まえ、高知県の見解としましては、当該施設の敷地の位置については都市計画上特に支障はないと判断し、今回、審議会に付議することとしました。

以上で、第2号議案「須崎都市計画区域における建築基準法第51条ただし書による産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について」の説明を終わります。今回の産業廃棄物処理施設に関して、都市計画上、その敷地の位置について支障がないか、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ■磯部会長

はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はいどうぞ、井奥委員。

■井奥委員

3 ページの方で、今、事務局の方から説明があったんですけども、現状の木くずの破砕処理施設については、撤去。下段の計画内容のところを見ると、木くず破砕施設を撤去後、同時に新たな廃プラスチック類を破砕する施設を設置するとあります。申請段階では写真でありましたように、解体作業中であったということですか。

■事務局

高知県の環境対策課です。今、木くずの破砕施設としては撤去中ですので、破砕施設としては、もうございません。

■井奥委員

計画の申請の時には、まだあったと。

■事務局

申請の時には、作業中であるということです。

■井奥委員

これは、撤去には行政手続はいらないのですか。

■事務局

今回、ご審議いただく視点というのが、当初あった木くずの破砕施設という産業廃棄物処理施設が、廃プラスチックを破砕する施設に変わるということに対して、建築基準法第 51 条の用途の変更が出てきたということで、この後、変わりますよという部分に対しての審議ですので、その部分は問題ないかと思えます。

■井奥委員

はい、ありがとうございました。

■磯部会長

その他、いかがでしょうか。

はい、稲田委員。

■稲田委員

地域住民への説明がされて、同意を得ているということなんですけれども、その部分をもう少し具体的に、どういうことを行われたかというところをお聞きしてもよろしいでしょうか。

■事務局

高知県環境対策課です。先ほど、スライドでもございましたが、実際、高知県の指導要綱の中では、300メートル以内の中間処理施設に関しては、施設の設置境界から300メートル以内の世帯に同意を取りなさいというふうにしております。先ほど、スライドにあったように、住友大阪セメントさんの用地は広大であります。そのため、300メートル以内には世帯がないので住民の同意というのはないのですけれども、住友大阪セメントさんは、須崎市に工場を建設された時に、住友大阪セメントさんと須崎市とこの周辺地区の押岡地区、このスライドでいえば右側の地区の3者で公害防止協定というものを結んでおります。それによって、今現在、年に2回ほど、この3者で意見交換会をずっと行ってしております。その中で、施設の運用であったり、こういう事業に対する意見を申し付けられたりといった意見交換を行っている中で、住友大阪セメントさんが説明を行って地域の方の同意を得られているといった形になっております。

■稲田委員

ありがとうございます。

■磯部会長

他にいかがでしょうか。  
康委員お願いします。

■康委員

高知大学の康です。環境影響評価のところの、まず騒音について、意見を伺いたいです。予測値が69.8デシベル、基準値が70デシベル、私たち研究をやっけてデータを扱う時に、基準値が70であれば、69.8は四捨五入して70として示すのが正しい示し方なんです。もし基準値が70.0デシベルなら、まだ、69.8デシベルはあり得るかなと思うんですけれども、これは明らかに、同じものを違うというふうに言っていることになり、これを通したらいけないのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

■磯部会長

いかがでしょうか。

■事務局

はい、ご意見ありがとうございます。今現在、委員の方からもご説明がありましたとおり、四捨五入すれば70デシベルということですが、環境省の環境影響調査の調査マニュアルにしたがって計算させていただきまして、70デシベル以下であるということを確認しております。また、ここには載せておりませんが、騒音に関しまして、事業者の方から、ここに反映されない数値にはなりますけれども、建物に専用的なファンの設置や、ファンにサイレンサーを付けるなどをして、そこからできるだけ騒音を抑える対策をすると、また、

車の走行に関しましても、できるだけ徐行運転をして、騒音振動を抑える対策を徹底するというをいただいておりますので、現状では、影響等は問題ないのではないのかという判断をさせていただいております。

#### ■康委員

評価のところ、現況からの上昇はほとんどないと書いてあるのは、正に今も危ない状況にあるというように感じるんです。現状が69.8デシベルくらいあるという状況で、更に變更していくということですが、非常に危ない状態でやっているというように感じますので、この機会に、ここを改善するようにもっていけないかなというふうに思います。

#### ■事務局

今現在ですけれども、多ければ5,000台ほど、一日当たり走行している状況にあります。その中で、10台ほど増えるということで、現状とほぼ変わらないという形で決めさせていただいております。いただきました意見を受けまして、事業者とできるだけどのように事業化の中でどれだけ減せるのかを検討していきたいと思っておりますので、今回はこのような状況をできるだけ抑えるということで、指導していきたいと思っております。

#### ■事務局

県環境対策課の藤本でございます。先ほどの説明に補足説明をさせていただきます。騒音のことが気になることのご意見だと思います。住友大阪セメントさんは、地元の押岡地区と公害防止協定を結んでおりまして、この公害防止協定に基づきまして、月に1回、騒音調査といった調査を行っておりますので、その中で異常が出れば当然、対策が必要となってまいります。そういった部分で、月に1回騒音値とか、各種調査をしておりますので、そこについては、抜かりなくやっていきたいと思っております。

#### ■磯部会長

康委員どうぞ。

#### ■康委員

少し認識のずれがあるように感じます。私は環境の仕事をやっている関係で、69.8デシベルでも危険値だと思うんですけれども、皆様の方で、69.8デシベルは70デシベルではないと判断するということですね。先ほど、環境省のデータの出し方をお話していたんですけれども、環境省の書類とかに、こういうギリギリの69.8デシベルという値は、基準値を下回っているとするといったものがあつたのですか。

#### ■事務局

県の環境対策課です。そこまでの数値としてはなく、計算式でこのように求めなさいというものは出ていますけれども、康委員のおっしゃるとおり、数値としてはマニュアルの方には載っておりません。70デシベルを超えないようにとの規定がありますので、それに則って現

状、評価をしております。

■康委員

繰り返しになりますけれども、かなり基準値と同等の値になっております。今までも、この値に近いところでやっていると評価のところに書いてありますけれども、是非これを改善の機会にさせていただきたいです。多分、何かの対策を講じれば、この値を下げることは可能だと思いますので、是非その対策を含めてやるようにさせていただきたいと思います。以上です。

■事務局

ありがとうございます。いただきました意見を踏まえまして、事業者とどのような対策ができるのか、考えさせていただきたいと思います。

■磯部会長

他に、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

騒音レベルについては、マニュアルでも式になっているので、計算すれば、幾らでも数値は出てくるものなのだと思います。それで、計算した結果として、69.8デシベルという値になったということだと思います。それに対してギリギリなので、何か対策を取れないのかというような意見もあり、事務局からは、事業者と相談をするという、お答えであったかと思えます。

他にいかがでしょうか。

それでは、この第2号議案について、決議をしたいと思いますが、今、質疑があった件を勘案して、原案どおりということに対して、ご異議のある方、いらっしゃいますでしょうか。事務局からお答えのありましたので、それを前提として、この2号議案を原案どおりとすることに対して、ご異議のある方、また、ご意見あれば、加えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、質疑の中で、議事録も残ると思います。それにしたがって、行政には是非、対応をお願いしたいということを含めて、原案どおり答申することによってよろしいでしょうか。

■委員一同

異議なしの声

■磯部会長

ありがとうございました。それでは、そのようにしたいと思います。今日2件、審議事項がございましたけれども、いずれも、これからの環境の問題は非常に大事で、これを守っていくというのは、高知県にとって、非常に大きな課題であるし、重大な問題だと思います。一方で、これからエネルギー問題であるとか、あるいは、資源の節約であるとか、そういった視点もあるので、今日の議題というのは、そういった部分にも関わる議題で、これからも

こういった類似の議題というのは、あり得る話だと思います。環境を守りながら効率を上げていく、あるいは、資源を大事にしていくというような視点はとても大事なことかと思えます。是非、行政側には、今日出た意見を踏まえていただいて、これからの行政に活かしていただきたいというふうに思います。それでは、付議事項については以上でございますので、本日の審議については、これで終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

■事務局

委員の皆様、ご審議いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第150回高知県都市計画審議会を閉会します。本日は、誠にありがとうございました。

以上